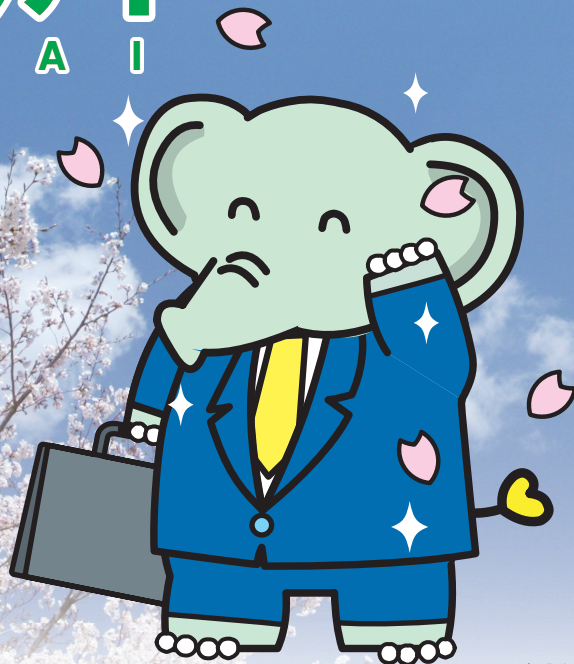


ゆうせい共済

Y U S E I K Y O S A I

No.439

平成24年4月1日発行



イメージキャラクター
ゆうぞう

掲載記事の詳細については、ホームページをご覧ください。
（電話番号等は13ページに記載しています）

- お子様が生まれたときや被扶養者の方が就職したときなどは、勤務先への届出とは別に、共済センターへ30日以内に被扶養者申告書を提出してください。
- ご本人が退職したときや被扶養者の方の資格がなくなったときは、速やかに組合員証又は被扶養者証を共済センターに返却してください。

ゆうせい共済No.437に誤りがありました。お詫びの上、訂正します。

P.5 「人間ドック、がん検診、脳ドックを助成します」
対象者

(正) 上表の対象欄が「○」の方で、受診日現在の年齢が満30歳以上であること（ただし、長期組合員本人が人間ドックを受診する場合及び任意継続組合員が人間ドック、がん検診、脳ドックを受診する場合は、受診年度の4月1日現在満30歳以上であること）

(誤) 上表の対象欄が「○」の方で、受診日現在の年齢が満30歳以上であること（ただし、長期組合員本人、任意継続組合員が人間ドックを受診する場合は、受診年度の4月1日現在満30歳以上であること）

INDEX

新入社員の皆さまへ

日本郵政グループ各社へのご就職、おめでとうございます！
皆さまは、日本郵政グループ各社へ入社した日から、日本郵政共済組合の組合員となり、共済組合掛金が給与から天引きされ、共済組合の各種サービスを受けることができます。
今号では、新入社員の皆さまに必要な手続等の特集していますので、ご一読の上、必要なものがあれば、ぜひ早目の手続をお願いいたします。
このほかの入社時に必要な手続については、共済センターからお知らせしている「新入社員の皆さまへ 日本郵政共済組合からのお知らせ」又は、日本郵政共済組合ホームページをご覧ください。

- ① 新入社員の方が提出する年金に関する書類……………P 2
- ② 国民年金保険料の催告等があった場合の対応方法……………P 2
- ③ 4月1日入社時に扶養する家族がいる方へ……………P 3

共済組合からのお知らせ

- ④ ご家族の扶養状況に変更があったときは届出が必要です……………P 4
- ⑤ 組合員証等を速やかに返却しましょう!……………P 6
- ⑥ 年金受給者が再就職するときは届出を忘れずに!……………P 7
- ⑦ 地方自治体医療費助成を受けている方は届出をお願いします!……………P 8
- ⑧ 結婚手当金の請求内容が変更になりました……………P 9
- ⑨ 共済組合の掛金率が改定されます……………P 9
- ⑩ 「氏名、住所、振込口座の変更」は、忘れずに届け出ましょう……………P 10
- ⑪ 平成24年度特定健康診査等の実施について……………P 11
- ⑫ 平成24年度レクリエーション行事助成……………P 12
- ⑬ ハウステンボスクラブの利用方法変更……………P 12
- ⑭ 動態統計調査にご協力をお願いします……………P 13
- ⑮ 日本郵政共済組合(共済センター)の連絡先など……………P 13
- ⑯ 日本郵政グループ各社のメンタルヘルス相談窓口……………P 14

新入社員の方が提出する年金に関する書類

新入社員の方は、次の書類を共済センター標準報酬担当へ送付することにより、共済年金に加入したことが日本年金機構に登録されます。

必要な手続	書類の提出が必要となる方	提出書類名
基礎年金番号の届出	基礎年金番号が付番されている入社時20歳以上の方 なお、入社時20歳未満の方でも公的年金制度に加入歴がある方は送付してください。	基礎年金番号届出書 (担当:標準報酬担当)

- ※1 入社時20歳未満で初めて就職された方は、これから基礎年金番号が付番されますので送付の必要はありません。
- ※2 基礎年金番号は、年金手帳又は基礎年金番号通知書で確認してください。
年金手帳又は基礎年金番号通知書を紛失した等により、基礎年金番号がわからない場合は最寄りの年金事務所で再発行の手続をして確認してください。

《標準報酬担当》

国民年金保険料の催告等があった場合の対応方法

日本郵政グループ各社に正社員として就職すると同時に日本郵政共済組合の組合員の資格を取得し、国民年金分も含めた共済年金の保険料(共済組合掛金(長期))が給与から天引きされますので、年金事務所からの各種通知書等により国民年金保険料を支払う必要はありません。

組合員の資格を取得した情報は、日本郵政共済組合から国家公務員共済組合連合会(KKR)を経由し日本年金機構に通知されます。この間、約4か月を要し、このタイムラグのため、支払う必要のない国民年金保険料の納付の催告が行われますが、催告があっても支払う必要はありません。

なお、再度の催告を受けたときも同様ですが、催告を受けないようにしたい場合は所定の手続が必要になります。手続の詳細については、日本郵政共済組合ホームページをご覧ください。

- ※ 国民年金保険料を「口座引落し」としている場合の手続の詳細についても同様にホームページで確認してください。

《標準報酬担当》

4月1日入社時に扶養する家族がいる方へ

平成24年4月1日に新規に入社された方に入社日から扶養する家族がいる場合は、ご自分で共済センター被扶養者・任継担当に被扶養者証の発行申請をする必要があります。

申請期限までに申請をしない場合、**共済組合は入社日からの家族の医療費を負担することができません**ので、期限までに必ず申請をしてください。

注 意

任意継続組合員から引き続き再雇用フルタイム勤務社員として入社された場合で、入社日時点において扶養する家族がいる場合には改めて申請が必要です(任意継続組合員期間中に発行されていた被扶養者証は使用できません)。

申請期限

平成24年5月1日(火)

申請書類

被扶養者申告書

所得証明書(又は非課税証明書)

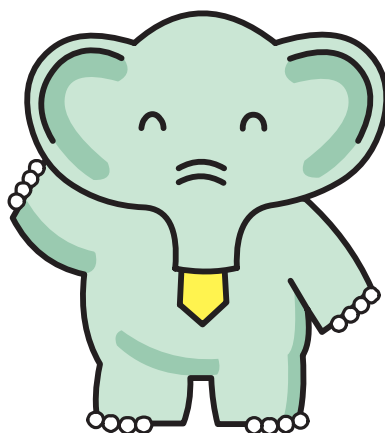
※22歳未満で無職無収入の学生は在学証明書でも可。

住民票(別居の場合は戸籍謄本と送金していることがわかる通帳のコピー)

その他確認資料

※詳しくは入社時に配布した「新入社員の皆さまへ 日本郵政共済組合からのお知らせ」をご覧ください。

被扶養者証の発行手続は組合員がご自分で行うことになっています。自動的に発行されませんので十分ご注意ください。



5月2日以降に被扶養者申告書を提出した場合、共済組合が受付した日が認定日となります。

《被扶養者担当》

ご家族の扶養状況に変更があったときは届出が必要です

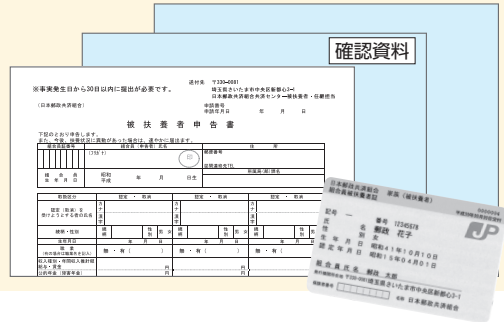
ご家族の就職等により組合員が扶養しなくなったときや、ご家族が退職して組合員が扶養することとなったときは、速やかに「被扶養者申告書」と確認資料を提出して、認定又は取消しの手続を行う必要があります。

注意

所属会社に提出した扶養手当の「扶養親族届」では共済組合の被扶養者の認定及び取消し手続は行われませんので、必ず「被扶養者申告書」及び確認資料に、取消手続の場合は組合員被扶養者証を添えて共済センターへ提出してください。

<取消の場合の提出例>

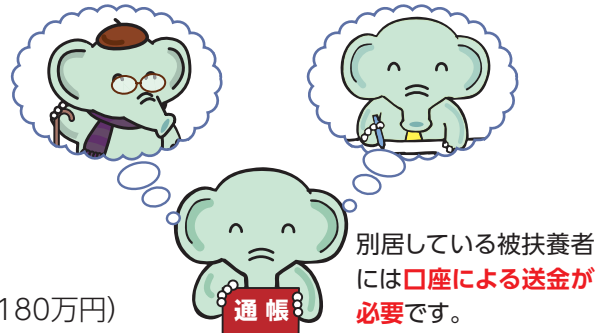
毎年確認資料の添付もれが多発しています。ご注意ください!



被扶養者として認定できる人

三親等内の親族のうち

- ・ 主として組合員の収入で生計を維持している人
- ・ 他の健康保険や共済組合に加入していない人
- ・ 年額130万円以上の所得がない人
(障害年金受給者及び60歳以上の公的年金受給者は年額180万円)



別居している被扶養者には口座による送金が必要です。

所得の年額の算定方法

年額とは向こう1年間の収入推計額をいいます。

- ・ 収入に変動がある場合 → 連続する3か月の交通費等を含む総支給額の平均月額が108,334円未満(130万円÷12か月)であること。
なお、雇用開始から108,334円以上の収入が見込まれる場合は、採用日から取消しとなります。
- ・ 事業所得、不動産所得等がある場合 → 明らかに必要と認められる経費の実額を控除した額が130万円未満であること(所得税法上の必要経費とは異なります)。
- ・ 雇用保険を受給している場合 → 受給日額が3,612円未満(130万円÷360)であること。
なお、雇用保険受給期間中に他の収入がある場合は、その収入も合算します。
※ 日額3,612円以上受給している間は、期間の長短にかかわらず被扶養者として認定できません。
- ・ 年金を受給している場合 → 年金以外の収入と公的年金収入・生命保険会社の個人年金収入を合算した額が180万円未満(月額150,000円未満)であること。
また、非課税の年金(遺族年金や障害年金)も収入に含まれます。

国民年金の種別変更も忘れずに

組合員の配偶者を扶養しなくなったとき(例:第3号被保険者→第1号被保険者)や、新たに扶養することとなったとき(例:第1号又は第2号被保険者→第3号被保険者)は、国民年金の種別変更が必要です。

《被扶養者・任継担当》

※事実発生日から30日以内に提出が必要です。

送付先 〒330-0081

埼玉県さいたま市中央区新都心3-1

日本郵政共済組合共済センター被扶養者・任継担当

(日本郵政共済組合)

申請番号

申請年月日

年

月

日

被扶養者申告書

下記のとおり申告します。

また、今後、扶養状況に異動があった場合は、速やかに届出ます。

組合員証番号	組合員(申告者)氏名 (フリガナ)	住所
	印	郵便番号
		昼間連絡先TEL
組合員 生年月日	昭和 平成	所属局(部)課名
	年 月 日生	

取扱区分	認定・取消				認定・取消				認定・取消				
認定(取消)を受けようとする者の氏名	カナ				カナ				カナ				
	漢字				漢字				漢字				
続柄・性別	続柄		性別	男 女	続柄		性別	男 女	続柄		性別	男 女	
生年月日		年	月	日		年	月	日		年	月	日	
職業 (有の場合は職業名を記入)	無・有()				無・有()				無・有()				
収入種別・年間収入推計額 給与・賞金				円				円				円	
公的年金(障害年金)				円				円				円	
公的年金(上記以外)				円				円				円	
事業収入(不動産等含)				円				円				円	
失業給付				円				円				円	
その他()				円				円				円	
計				円				円				円	
同居・別居の別	同居・別居				同居・別居				同居・別居				
別居の場合は 現住所	郵便番号	〒				〒				〒			
	カナ												
	漢字	都道府県				都道府県				都道府県			
所得税上の扶養控除申告 有無(年末調整)	有・無				有・無				有・無				
雇用保険 (失業給付)	有・無 受給開始年月日 ()				有・無 受給開始年月日 ()				有・無 受給開始年月日 ()				
現在の健康保険加入状況	国保・健保(共済)・未加入				国保・健保(共済)・未加入				国保・健保(共済)・未加入				
医療費助成を受けていた もしくは受ける予定ですか	はい・いいえ				はい・いいえ				はい・いいえ				
被扶養配偶者の 基礎年金番号(注③)													
被扶養者の要件を備え 又は欠くに至った 年月日及びその理由	平成 年 月 日 ()				平成 年 月 日 ()				平成 年 月 日 ()				
[取消す場合] 被扶養者証(カード)返還	1 返還する 2 亡失(年 月 日頃)				1 返還する 2 亡失(年 月 日頃)				1 返還する 2 亡失(年 月 日頃)				

- 注 ① 確認資料は、写しを添付し漏れのないように送付してください。
 ② 認定を取消す場合は、被扶養者証(カード)を本申告書に添付して返還してください。
 ③ 配偶者(20歳以上60歳未満の者に限る)を扶養する場合は、別に「国民年金第3号被保険者該当届」の提出も必要です。(任意継続組合員の場合は除く。)
 ④ 共済組合に登録できる氏名及びフリガナの文字数は、氏名:6文字+6文字、フリガナ:12文字+12文字までです。組合員証に反映される文字数についても同様のため、お名前が途中までしか表示されない場合もあります。
 ⑤ 事実発生日から30日を超えて申請した場合は共済組合受付日が認定日となります。

共済組合 処理欄	受 付	審 査	1	2	認定・取消年月日	処 理	・システム入力年月日 H 年 月 日 ・被扶養者証(カード)回収の有無 有()・無
					平成 年 月 日		

組合員証等を速やかに返却しましょう!

日本郵政グループ各社を退職したときや家族の方が就職等により被扶養者でなくなったときは、組合員証等は使用できませんので、速やかに返却してください。

退職後は、交付されている全ての組合員証(本人分、被扶養者分)及び申請により交付を受けている限度額適用認定証、特定疾病療養受療証、一部負担金等免除証明書は、共济センター被扶養者・任継担当へ速やかに返却してください。

右図のように証明④部分にハサミを入れて、共济センターへ返却してください。

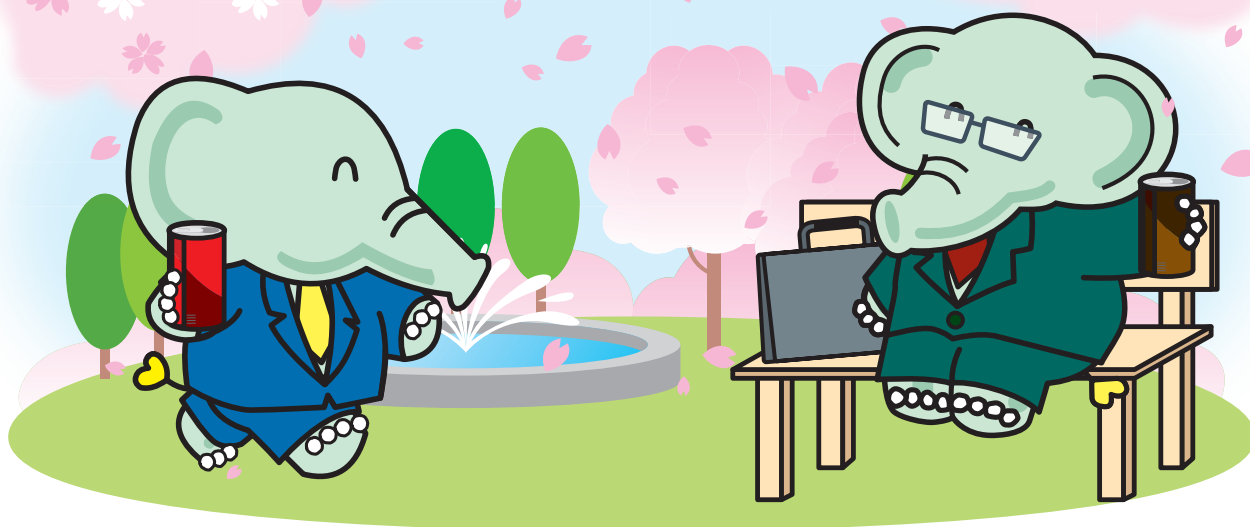
切り取った④部分は処分してください。



注意

- (1) 資格喪失日(退職日の翌日)以降、組合員証を病院で使用すると、無資格受診となり、医療費等は後日共济組合に返納していただくこととなりますので、十分注意してください。
- (2) 退職した方で、退職日の翌日から再雇用フルタイム勤務社員として勤務される方は引き続き現在の組合員証(本人分、及び被扶養者分)を使用してください。
- (3) 任意継続組合員の資格を喪失し、再雇用フルタイム勤務社員として採用となる方は、新たに組合員証が発行されますので、任意継続組合員証等は返却してください(家族の被扶養者証の発行には改めて申請が必要です)。

《被扶養者・任継担当》



年金受給者が再就職するときは届出を忘れずに!

● 再び、共済組合に加入する場合

共済年金受給者(請求中も含む。)の方が、退職日から1日以上あけて再就職する場合

再就職先の例

日本郵政グループ各社の再雇用フルタイム勤務社員、
国家公務員、地方公務員等

提出書類

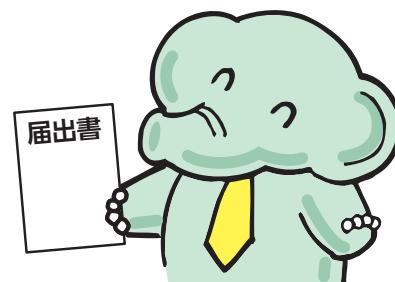
◆「再就職届」 ◆「年金証書」

提出場所及び照会先

共済センター年金担当
(他の共済組合に加入する場合は、再就職先の共済組合)

(例)

3月31日	退職
5月 1日	再就職



共済年金は、在職している間(共済組合加入中)は原則として、その支給は停止となります。
そのため、「再就職届」の届出が遅れますとKKRで支給調整に必要な状況の把握ができずに年金の過払が発生してしまい、後で返還していただくことがありますのでご注意ください。

● 厚生年金保険に加入する場合

厚生年金保険の加入については、再就職先の事業主にご確認ください

再就職先の例

日本郵政グループ各社の期間雇用社員(エキスパート社員等)、
民間会社、私立学校等

提出書類

◆厚生年金保険の被保険者等届(就職等)

提出場所及び照会先

国家公務員共済組合連合会(KKR)



《年金担当》

地方自治体医療費助成を受けている方は届出をお願いします!

地方自治体(都道府県・市区町村)の医療費助成を受けている方は、**「地方自治体助成対象者届出書」**を共済センター給付担当へ提出していただく必要があります。**未提出の方は至急提出してください。**

この「地方自治体助成対象者届出書」の共済組合への提出が遅れたり、忘れてしまうと、「共済組合の高額療養費等」と「地方自治体からの医療費助成」が二重に給付されてしまい、重複した分を共済組合又は地方自治体に返納していただくことになります。

※ 共済組合へ返納する場合、払込手数料は組合員負担となります。

～主な地方自治体の助成制度～(自治体ごとに異なります)

- 子ども医療費助成制度(15歳以下はほとんどの自治体が実施)
- 障がい者医療費助成制度(障がい者手帳等お持ちの方)
- ひとり親家庭医療費助成制度

《高額療養費等の送金を停止している場合があります》

高額療養費等は該当の組合員から請求書を提出していただくことなく、診療月の4か月以降に当共済組合のシステムに登録されている組合員のゆうちょ銀行口座に送金していますが、地方自治体の医療費助成を受けていると思われる場合等、二重給付を防止するため、共済組合の判断で支給を停止する場合があります。

「ひとつの医療機関で1か月の自己負担額が25,000円を超えている(※1)」が、高額療養費等が送金されていない方は、請求書を提出していただく場合がありますので、コールセンターに照会してください。(※2)

(※1) ひとつの医療機関につき1か月に21,000円以上の自己負担が世帯で複数生じた場合は、それらを合算して、25,000円を超えた額が高額療養費等の給付対象となります。

(※2) 給付事由が生じた日から2年間請求しないと、時効により給付を受ける権利が消滅しますので、注意してください。

《給付担当》

結婚手当金の請求内容が変更になりました

届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合には、婚姻届受理証明書に代えて次の書類が必要です。

- ・ 組合員の申立書(婚姻関係2名の住所・氏名・生年月日・印・婚姻関係に入った年月日を明記)
- ・ 成人2名の申立書(証明者の住所・氏名・生年月日・印、夫婦関係が成立した具体的な時期、夫婦関係が確認できた具体的な事実(例:結婚式に参列した、生活の様子から夫婦と確認できた等を記載した申立書)
- ・ 住民票(同居していることを確認するため)
- ・ 戸籍謄本(組合員と内縁の配偶者が、戸籍上第三者の配偶者となっていないことを確認するため)

《給付担当》

共済組合の掛金率が改定されます

平成24年4月から共済組合の掛金率が次のとおり改定されます。

共済掛金	改定後	現 行
介護掛金率	5.83/1000	5.30/1000

《標準報酬担当》

「氏名、住所、振込口座の変更」は、忘れずに届け出ましょう

《社員(組合員)の方が氏名、住所等を変更したとき》

日本郵政グループ各社に勤務している社員(組合員)が氏名、住所又は給与振込口座を変更した際は、勤務先の総務担当へ各種届出書類を提出してください。

届出内容が集約センター(集約支店)等で総合人事情報システムに登録されることにより、共済システムに登録の氏名、居住地住所又は振込口座も変更され、変更後の氏名の組合員証等が発行されたり、共済センターからの各種送付物の送付先住所又は各種給付金等の送金先口座として使用される仕組みとなっています。

注意

かんぽの宿等の総合人事情報システム管理対象外の事業所等に勤務する社員(組合員)は、下表の下を参照してください。

《被扶養者、任意継続組合員の方が氏名、住所等を変更したとき》

共済センター標準報酬担当へ所定の届出書類を送付してください。共済センターでは、それらの書類に基づき、被扶養者証や任意継続組合員証の発行、各種送付物の送付先住所等の登録を行います。

対象者	変更内容	氏名変更	住所変更	振込口座変更
社員(組合員)		「氏名変更届」	「居住地変更届」	「給与振込取扱依頼書」
提出先:勤務先事業所の総務担当の方				
任意継続組合員		「氏名等変更届出書」	「振込口座・住所 新規・変更届出書」	
提出先:共済センター 標準報酬担当				
被扶養者		「氏名等変更届出書」		
		提出先:共済センター 被扶養者・任継担当		
被扶養配偶者 (20歳以上60歳未満の方に限る)		「国民年金第3号被保険者氏名変更(訂正)届」	「国民年金第3号被保険者住所変更届」	
提出先:共済センター 被扶養者・任継担当				
退職後、退職共済年金受給までの間に氏名又は住所を変更された方 (任意継続組合員の方は、上の「任意継続組合員」欄の届出も必要)		「住所・氏名変更届」		
提出先: 国家公務員共済組合連合会(KKR) 〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎 電話03-3265-8141(代表) (注) 様式については、KKRにお問い合わせください。 その他、国民年金第1号被保険者の方は役所、第2号及び第3号被保険者の方は勤務先にご確認ください。				

総合人事情報システム管理対象外の事業所等と社員(組合員)の手続

- 日本郵政株式会社の宿泊関係(宿泊事業部本部、かんぽの宿、かんぽの郷、ラフレさいたま)
- 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構
- JPビルマネジメント株式会社
- 日本郵政共済組合

これらの事業所等に勤務している方が氏名、住所又は振込口座を変更したときは、勤務先へ所定の届出書類を提出するとともに、共済センター標準報酬担当へ「氏名等変更届出書」又は「振込口座・住所 新規・変更届出書」を送付してください。

被扶養者又は任意継続組合員の方の届出は、上の表と同様です。

社員(組合員)が氏名を変更された際は、振込口座として登録しているゆうちょ銀行口座の口座名義人の氏名変更手続についても、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口で忘れずに行ってください。

《標準報酬担当》

平成24年度特定健康診査等の実施について

【特定健康診査(メタボ健診)】とは、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診です。

メタボリックシンドロームは、糖尿病等の生活習慣病の発症に関係しているといわれています。

健診の結果により、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、生活習慣の改善をサポートする【特定保健指導】を実施します。

特定健康診査(メタボ健診)

1 対象者

平成24年度中に40歳～74歳の被扶養者及び任意継続組合員で、受診当日に組合員資格等がある方(満75歳になる方は誕生日の前日までは受診可能)

※ 組合員本人については、会社が実施する定期健康診断を受診することで、特定健康診査を受診したことに代えますので、手続きはありません。

2 受診方法

5月下旬から6月上旬に、特定健康診査(メタボ健診)の受診に必要な「特定健康診査受診券」を対象者全員に発送します。受診券が届きましたら、ご希望の健診機関に直接予約をしてください。

受診料の自己負担はありません。

4月から5月に受診を希望される方には受診券を発行しますので、共済組合へご連絡ください。

特定保健指導

1 対象者

次のすべての項目に該当する方が対象です。

- (1) 定期健康診断又は特定健康診査の結果により特定保健指導の対象と判定された方
- (2) 特定保健指導期間中(原則6か月)継続して、組合員資格等がある方

2 利用方法

- (1) 組合員本人

対象となった方には、郵政健康管理センター等からの連絡がありますので、案内にしたがい利用してください。

利用料の自己負担はありません。

- (2) 被扶養者・任意継続組合員

対象となった方には、共済組合から「特定保健指導利用券」を送付しますので、ご希望の実施機関に直接予約して、利用してください。

利用料の自己負担は3割です。



《助成担当》

平成24年度 レクリエーション行事助成

主な変更点

1 社内レクリエーション

(1) 助成要件

次の要件をすべて満たす行事を助成します。

ア 事業所が実施すること。

イ 所属長が実施を承認すること。

ウ 事業所の組合員全員に実施を周知すること。

エ 参加を希望した組合員全員が参加可能であること。

オ スポーツ等、実施する行事が明確であり、単に飲食、観光及び宿泊等を目的とするものでないこと。

(2) 助成単位及び助成回数

郵便局、支店等の事業所を単位として実施したレクリエーションを助成の単位とし、年度内1回のみを助成対象とします。

2か所以上の事業所が合同で実施したレクリエーションも助成対象としますが、合同実施の場合は参加した組合員の所属する全ての事業所の合同実施とし、事業所ごとに年度内1回の助成回数に算入します。

2 サークルレクリエーション

申請期限を次のとおりとします。

(1) 概算払を希望しない場合

大会実施日の1か月前までに、事前承認申請を行ってください。

(2) 概算払を希望する場合

概算払を希望する日の1か月前までに、提出書類が到着するよう送付してください。

詳しくはホームページをご覧ください。

《助成担当》

ハウステンボスクラブの利用方法変更

ハウステンボスのご利用時に組合員証等を提示すると、割引料金で利用できますが、平成24年度からハウステンボスクラブの利用方法が変更されます。

【平成23年度までの利用方法】

ハウステンボスクラブの入場券販売窓口で組合員証等を提示し、現地施設窓口にある所定の用紙に必要事項(会員名・人数)を記入します。

【平成24年度からの利用方法】

ハウステンボスホームページの「ハウステンボスクラブ会員専用ページ」に、次の「パスワード」「支部コード」「メンバー(利用者)氏名」を入力後、「新ハウステンボスクラブメンバーズカード」をダウンロードし、印刷して持参します。
ハウステンボス現地施設窓口で組合員証等を提示して、持参した「新ハウステンボスクラブメンバーズカード」を提出します。

パスワード「htbclub」

支部コード「31307301」

【ハウステンボスクラブ会員専用ページURL】

<http://www.huistenbosch.co.jp/group/htbclub/>

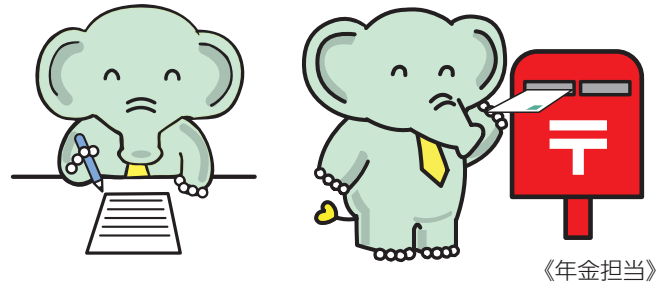
動態統計調査にご協力をお願いします

動態統計調査とは？

国家公務員共済組合連合会(KKR)では、長期給付(年金の給付)に要する費用を算出するための基礎資料として、毎年1回、動態統計調査を実施しています。

調査対象となりました組合員及び元組合員の皆さまへ、日本郵政共済組合から調査票をお送りしますので、調査にご協力をお願いします。

調査対象者…… 組合員及び退職した元組合員の約2割の方
調査時期…… 4月下旬から5月にかけて



日本郵政共済組合(共済センター)の連絡先など

1 電話によるお問い合わせは

日本郵政共済組合コールセンター 電話番号:0120-97-8484

※通話料無料。携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

受付時間/午前9時～午後6時(土、日、祝日及び年末年始(12/29から1/3)を除く)

※電話番号はお間違えないようにお願いします。

2 最新情報や各種手続の確認・請求書等様式の入手は

日本郵政共済組合ホームページ <http://www.yuseikyosai.or.jp>

掲載情報は随時更新しています。

各種手続のご案内や請求書等の様式類を掲載していますので、申請や届出を行う前にご覧ください。また、インターネットをご利用になれない方の様式類の送付などの、各種お申出は、コールセンターで受け付けます。

日本郵政共済組合モバイルサイト <http://www.yuseikyo-m.jp>

自宅にパソコンがないなど、ホームページをご覧になれないときでも、イベント発生時、どのような手続が必要となるかが確認いただけます。

※ QRコード対応のカメラ付き携帯電話を利用して、読み取りができます。



3 各種申請・請求書等様式のあて先は

〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1

日本郵政共済組合共済センター ○○担当 あて

※ 各種申請、届出及び請求の処理を迅速に行うため、必ず担当名を記載してください。

(担当名及び担当事務の一覧は共済組合ホームページか「ゆうゆうライフMY共済」を参照してください)

※ 郵送料は組合員負担となります。

日本郵政グループ各社のメンタルヘルス相談窓口

日本郵政グループ各社では、社員の生活や仕事上の悩み、不安、健康上の相談を受けるため、次のとおり各種相談窓口を開設していますので、今号で紹介します。

いずれの相談窓口も相談者のプライバシーは厳守されます。

郵政健康管理センター、メンタルヘルス相談室

全国の郵政健康管理センターでは、部内の産業保健スタッフ（産業医・保健師・看護師）が、メンタルヘルスを含めた健康相談を受け付けています。

また、精神医学の専門家等が相談を受ける「メンタルヘルス相談室」を全国の郵政健康管理センター等に設置しています。

※ 設置場所等は、各郵政健康管理センターは15ページ、「メンタルヘルス相談室」は16ページをご覧ください。

こころの健康相談

業務等で平日、昼間に訪問し相談することが難しい社員のために、設置しています。

開催場所	首都圏郵政健康管理センター（東京通信病院管理棟1階）
開催日時*	毎週金曜日 17:00～20:00、毎週土曜日 10:00～16:00
相談担当者	健康管理施設の産業保健スタッフ
利用方法	予約なし、利用料金無料、社員証が必要

* 開催日を変更する場合は、その都度、各社のポータルサイトでお知らせがあります。

カウンセリングサービス

日本郵政グループ各社では、社員の仕事や私生活上の問題解決を支援するため、カウンセリングサービス提供会社に委託し、各種カウンセリングサービス（面談・電話相談・Web相談）を提供しています。

詳細は、各社のポータルサイトに掲載していますので、ご覧ください。

《照会先》

各種相談窓口の対象者等につきましては、各社のポータルサイトをご覧になるか、勤務先の担当者の方へお問い合わせください。

全国の健康管理施設(郵政健康管理センター)

健康管理施設名	郵便番号	住所	電話番号
北海道郵政健康管理センター	005-8798	北海道札幌市南区川沿14条1-5-1	011-571-5102
北海道郵政健康管理センター札幌中央分室	060-8799	北海道札幌市東区北6条東1-2-1	011-748-2371
北海道郵政健康管理センター函館分室	040-0011	北海道函館市本町1-16	0138-53-7250
北海道郵政健康管理センター帯広分室	080-8799	北海道帯広市西3条南8-10	0155-23-4775
北海道郵政健康管理センター旭川分室	070-8691	北海道旭川市5条通10-右1	0166-23-4232
東北郵政健康管理センター	980-8798	宮城県仙台市青葉区中央4-5-1	022-268-3163
東北郵政健康管理センター青森分室	030-0823	青森県青森市橋本3-7-15	0177-73-7195
東北郵政健康管理センター盛岡分室	020-0884	岩手県盛岡市神明町6-40	019-622-8340
東北郵政健康管理センター秋田分室	010-0913	秋田県秋田市保戸野鉄砲町5-63	018-824-6287
東北郵政健康管理センター郡山分室	963-8875	福島県郡山市池ノ台13-35	0249-35-0310
首都圏郵政健康管理センター	102-0071	東京都千代田区富士見2-14-23	03-5214-7258
首都圏郵政健康管理センター水戸分室	310-0063	茨城県水戸市五軒町2-2-42	029-221-2696
首都圏郵政健康管理センター前橋分室	371-0016	群馬県前橋市城東町1-6-5	027-234-5528
首都圏郵政健康管理センター埼玉分室	330-9797	埼玉県さいたま市中央区新都心3-1	048-600-2181
首都圏郵政健康管理センター横浜分室	221-8798	神奈川県横浜市神奈川区西神奈川1-13-10	045-321-4788
首都圏郵政健康管理センター甲府分室	400-0024	山梨県甲府市北口1-5-17	055-240-0120
首都圏郵政健康管理センター銀座分室	104-0061	東京都中央区銀座8-20-26	03-3248-8850
首都圏郵政健康管理センター新東京分室	137-8799	東京都江東区新砂2-4-23	03-5606-4019
首都圏郵政健康管理センター霞が関分室	100-8798	東京都千代田区霞が関1-3-2	03-3504-4690
首都圏郵政健康管理センター新潟分室	950-8798	新潟県新潟市中央区八千代2-2-8	025-244-2400
首都圏郵政健康管理センター長野分室	380-8797	長野県長野市栗田801	026-231-2263
北陸郵政健康管理センター	920-8797	石川県金沢市尾張町1-1-1	076-220-3070
北陸郵政健康管理センター富山分室	930-8798	富山県富山市鹿島町2-2-29	076-422-3736
北陸郵政健康管理センター敦賀分室	914-0063	福井県敦賀市神楽町1-4-30	0770-22-0099
東海郵政健康管理センター	461-8798	愛知県名古屋市中区泉2-2-5	052-932-7137
東海郵政健康管理センター静岡分室	420-8799	静岡県静岡市葵区黒金町1-9	054-252-0248
東海郵政健康管理センター神宮分室	469-8799	愛知県名古屋市中区熱田区六野2-6-1	052-872-0476
近畿郵政健康管理センター	530-8798	大阪府大阪市北区中崎1-1-6	06-6361-8860
近畿郵政健康管理センター京都分室	604-8798	京都府京都市中京区六角通新町西入西六角町109	075-241-7160
近畿郵政健康管理センター京都中央分室	600-8799	京都府京都市下京区東塩小路町843-12	075-365-2565
近畿郵政健康管理センター田辺分室	646-0036	和歌山県田辺市上屋敷2-13-2	0739-22-0860
近畿郵政健康管理センター大阪中央分室	530-8799	大阪府大阪市北区大淀中1-1-52	06-6347-8175
近畿郵政健康管理センター新大阪分室	539-8799	大阪府大阪市此花区島屋4-1-18	06-6460-6623
近畿郵政健康管理センター神戸分室	651-8798	兵庫県神戸市中央区上筒井通6-2-43	078-232-7510
中四国郵政健康管理センター	730-8798	広島県広島市中区東白島町19-16	082-224-5316
中四国郵政健康管理センター米子分室	683-0064	鳥取県米子市道笑町2-226	0859-22-2850
中四国郵政健康管理センター岡山分室	700-0913	岡山県岡山市北区大供1-8-18	086-221-0080
中四国郵政健康管理センター山口分室	753-8799	山口県山口市中央1-1-1	083-922-0016
中四国郵政健康管理センター徳島分室	770-8798	徳島県徳島市伊賀町3-19-2	088-623-8618
中四国郵政健康管理センター松山分室	790-8797	愛媛県松山市宮田町8-5	089-936-5152
中四国郵政健康管理センター高知分室	780-0056	高知県高知市北本町1-10-18	0888-72-7831
九州郵政健康管理センター	810-8798	福岡県福岡市中央区薬院2-6-11	092-741-5783
九州郵政健康管理センター長崎分室	852-8106	長崎県長崎市岩川町9-17	095-847-5552
九州郵政健康管理センター別府分室	874-0909	大分県別府市田の湯町14-13	0977-21-0281
九州郵政健康管理センター熊本分室	860-8797	熊本県熊本市中央区城東町1-1	096-328-5197
九州郵政健康管理センター宮崎分室	880-0801	宮崎県宮崎市老松1-5-27	0985-26-6925
九州郵政健康管理センター鹿児島分室	890-8798	鹿児島県鹿児島市下伊敷1-12-1	099-223-6010
九州郵政健康管理センター那覇分室	900-8799	沖縄県那覇市壺川3-3-8	098-855-9319

「メンタルヘルス相談室」一覧

(H24.2.1現在)

エリア	設置場所	電話番号	開設日時等
北海道	郵便局(株) 北海道支社	011-214-4172(開設日に限る)	第3土曜日 13時～17時
東北	東北郵政健康管理センター青森分室	017-773-7195	土・日・祝日を除く毎日 14時～17時 (第3金曜日のみ10時～11時30分、13時～17時) ※要電話予約
	東北郵政健康管理センター盛岡分室	019-622-8340	土・日・祝日を除く毎日14～17時
	東北郵政健康管理センター郡山分室	024-935-0310	※要電話予約
	東北郵政健康管理センター秋田分室	018-824-6287	土・日・祝日を除く毎日13時～16時
	東北郵政健康管理センター	022-268-3163	(火曜日のみ9時～11時も開催) ※要電話予約
関東 東京	首都圏郵政健康管理センター	03-5214-7039 毎週月・水・金 9時～12時、13時～17時 (月曜日のみ9時～12時)	毎週月・火・木曜日 9時～12時、 13時～16時 (月曜日のみ13時～16時) ※要電話予約
南関東	首都圏郵政健康管理センター横浜分室	045-322-2175	毎週水曜日12時～17時 ※要電話予約
	首都圏郵政健康管理センター甲府分室	055-240-0120	毎週月曜日9時～15時 ※要電話予約
信越	首都圏郵政健康管理センター長野分室	026-231-2263	土・日・祝を除く毎日10時～16時 ※要電話予約
	首都圏郵政健康管理センター新潟分室	025-244-2400	第2・第3水曜日15時～17時 ※要電話予約
北陸	北陸郵政健康管理センター	076-220-3070	第3木曜日14時～16時 ※要電話予約
東海	東海郵政健康管理センター	052-932-7137	第1・第3(又は第2・第4)金曜日13時～16時 ※要電話予約
近畿	近畿郵政健康管理センター京都分室	075-241-7160	第1・第4火曜9時～12時 ※要電話予約
	近畿郵政健康管理センター	06-6361-8860	第2・第4火曜日10時～12時 ※要電話予約
	近畿郵政健康管理センター神戸分室	078-232-7510	第2・第4月曜日10時～13時 ※要電話予約
中国	中四国郵政健康管理センター米子分室	0859-22-2850	土・日・祝日を除く毎日9時～16時 ※要電話予約
	中四国郵政健康管理センター岡山分室	086-221-0080	
	中四国郵政健康管理センター	082-224-5316	
	中四国郵政健康管理センター山口分室	083-922-0016	
四国	中四国郵政健康管理センター徳島分室	088-623-8618	第1火曜日13時30分～16時30分
	郵便事業(株) 高松支店		第1水曜日10時～13時 ※要電話予約
	郵便事業(株) 丸亀支店		第1火曜日10時30分～13時30分 ※要電話予約
	中四国郵政健康管理センター松山分室	089-936-5151	第2火曜日13時30分～16時 ※要電話予約
	中四国郵政健康管理センター高知分室	088-872-7831	第1火曜日14時～16時 ※要電話予約
九州	九州郵政健康管理センター	092-741-5783	第4水曜日14時～16時 ※要電話予約
沖縄	郵便事業(株) 那覇支店	098-855-9319(予約先)	第1土曜日(変更する場合あり)
		098-855-2050(当日の連絡先)	14時～17時 ※要電話予約